平成２３年（フ）第１１００号
神戸市東灘区本山南町４丁目３番31―307号
債務者　北山こと成山こと　成　　秀子
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　勘太
4　破産債権の届出期間　平成23年11月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月20日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１１６号
神戸市須磨区清水台１番地の９　アルテピアⅢ番街１―708号
債務者　西　　浩美
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原　由尚
4　破産債権の届出期間　平成23年11月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月21日午前10時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９３８号
広島市中区幟町11番１―203号
債務者　角谷　勝己
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根石　英行
4　破産債権の届出期間　平成23年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月10日午後３時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５号
鳥取県鳥取市美萩野２丁目509番地
債務者　田中　陽三
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　光寿
4　破産債権の届出期間　平成23年11月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月10日午後２時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３１号
沖縄県石垣市字大川302番地　池村マンション202
債務者　馬場　崇行
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　屋嘉　宗浩
4　破産債権の届出期間　平成23年10月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月25日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
那覇地方裁判所石垣支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第７２号
秋田県横手市十文字町睦合字上谷地14番地
債務者　頴川真由美
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第３９２号
埼玉県大里郡寄居町大字用土5417番地11
債務者　須田　裕子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１０５号
三重県度会郡度会町大野木1368番地２
債務者　菊川　みか
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第５２２号
兵庫県高砂市高砂町松波町440番地の25
債務者　納庄　寛次
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５２６号
兵庫県姫路市御国野町御着1052番地２　アルカンシェール101号
債務者　寶官　浩二
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５４５号
兵庫県加古川市新神野７丁目３番510号
債務者　谷川佳代子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５６０号
兵庫県姫路市飾磨区栄町41番地　タウンコートコジマ６―４、従前の住所兵庫県姫路市広畑区末広町１丁目28番地１
債務者　岡本　公博
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１４５５号
名古屋市天白区向が丘２丁目302番地
債務者　杉浦　裕子（旧姓小澤）
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１２７号
愛知県弥富市平島町喜右味名20番地１　ニュータウンＫ・ＩＢ―103
債務者　渡辺工業所こと　渡邊　晴雄
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１２８号
愛知県弥富市平島町喜右味名20番地１　ニュータウンＫ・ＩＢ―103
債務者　渡邊　芙佐
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部